平成２７年（フ）第１８５号
愛知県豊明市新栄町４丁目89番地　ユニーブル豊明Ⅲ501号
債務者　森　千世子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
福岡県久留米市田主丸町朝森527番地
債務者　大内田寿仁
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５５号
福岡県久留米市東櫛原町289番地１　ジャパンビジネスクリエート株式会社406号、前住所福岡県久留米市荒木町荒木1246番地１　レジデンス田中Ｂ棟102号
債務者　平野　正朗
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０号
熊本県玉名市伊倉北方2266番地３　一本松団地19棟１号
債務者　髙木　浩藏
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１２号
熊本県玉名市岱明町扇崎1062番地　明神尾団地７棟３号
債務者　坂田　　敏
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第９号
北海道小樽市末広町７番13号、前住所北海道余市郡余市町入舟町310番地１
債務者　釣賀　謙一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８号
青森県三戸郡五戸町字正場沢19番地49、旧住所青森県三戸郡五戸町字神明後８番地２
債務者　鈴木　恵美（旧姓横澤）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１０号
青森県三沢市春日台３丁目154番地564号
債務者　日向　光輝
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６７号
宮城県名取市本郷字二間橋119番地　アルファー本郷202号
債務者　加藤　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
福島県いわき市好間町中好間字半貫沢34番地
債務者　工藤　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第４９号
茨城県水戸市千波町1411番地の１
債務者　岩瀬　僚介
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目８番３号
債務者　久保田由美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
千葉県木更津市岩根２丁目３番１号　社会医療法人社団同仁会木更津病院、住民票上の住所千葉県千葉市美浜区稲毛海岸１丁目２番13棟106号
債務者　今井　智美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第４４３号
新潟市中央区笹口７番７号　コージーハウス笹口201号、前住所新潟市中央区鳥屋野２丁目４番13号
債務者　塩澤　教雄
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
新潟市中央区西堀通５番町854番地
債務者　児島　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
新潟市北区美里１丁目７番地１　コーポ八城５号
債務者　佐藤朝太郎
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
新潟市中央区南浜通１番町364番地９　Ｃ＆Ｇハウス201号
債務者　鎌田　栄男
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
新潟地方裁判所民事部